

平成28年9月

お客さま各位

北海道電力株式会社

台風10号により被災されたお客さまに対する 電気料金等の災害特別措置のお知らせ

平成28年台風10号の影響により、被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

また、このたびの台風による停電により、お客さまには大変ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

さて、弊社は、被災されたお客さまに対しまして、下記のとおり電気料金等に関わる災害特別措置を適用することといたしました。

災害特別措置の適用を希望されるお客さまは、最寄の弊社事業所へお申し出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象地域

平成28年台風10号の影響により、平成28年8月30日に災害救助法が適用された市町村、およびこれらに隣接する市町村といたします。

災害救助法 適用市町村 (20市町村)	帯広市、南富良野町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
隣接市町村 (20市町村)	夕張市、芦別市、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、富良野市、上川町、美瑛町、上富良野町、占冠村、北見市、津別町、訓子府町、置戸町、釧路市、白糠町

2. 対象のお客さま

被災されたお客さまのうち、この災害特別措置適用のお申し出をされたお客さまを対象といたします。

3. 災害特別措置の内容

項目	内容
(1) 支払期日の延長について	平成28年8月、9月および10月料金計算分の支払期日を各々1カ月間延長いたします。 <裏面の「災害特別措置の概要(図例)」を参照願います。>
(2) 電気不使用月の電気料金の免除について	被災日が属する料金計算月の翌月から6カ月間に限り、被災時から全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除いたします。
(3) 工事費負担金の免除について	被災後、電気を使用されないままご契約を廃止し、その後新たに電気の使用を申し込まれた場合で、その申込みが平成29年2月末日までに行なわれ、契約種別が被災時と同一であり、かつ、契約電流等が被災時の容量以下のときは、工事費負担金を免除いたします。
(4) 臨時工事費の免除について	被災されたお客さまが被災後、臨時電灯・臨時電力の申込みを平成29年2月末日までに行なわれたときは、臨時工事費を免除いたします。
(5) 使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除について	従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまで、電気設備が本災害のため復旧まで一時使用不能となったご契約について、被災日から平成29年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。 <裏面の「災害特別措置の概要(図例)」を参照願います。>
(6) 引込線、計量器等の諸工料の免除について	被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置または電流制限器の取付位置の変更の申込みを平成29年2月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、初回の工事に要した費用を免除いたします。

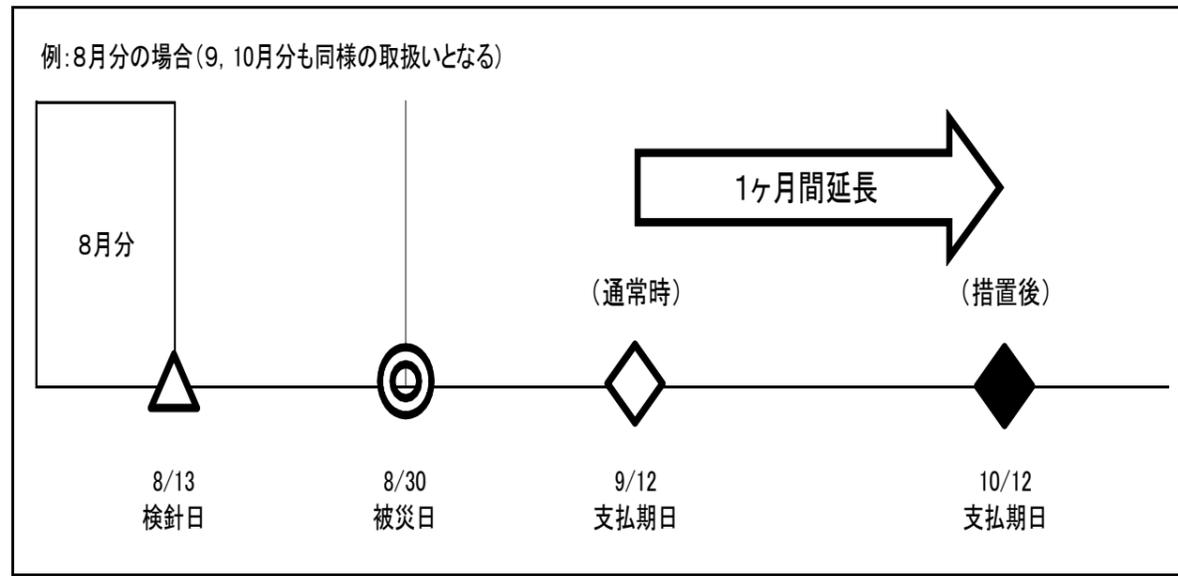
以上

災害特別措置の概要（図例）

(1) 支払期日の延長について

<支払期日の延長>

例) 平成28年8月分の場合（平成28年9月分、平成28年10月分も同様の取扱いとなります）



※平成28年8月、9月および10月分料金計算分の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

※支払期日が休日の場合は、その翌日といたします。

(5) 使用不能となった電気設備に相当する基本料金の減額措置について

<対象契約種別>

- ・従量電灯C
- ・臨時電灯C
- ・公衆街路灯B
- ・低圧電力
- ・臨時電力
- ・農事用電力

上記契約種別の適用を受けていて被災されたお客さまで、電気設備が本災害のため復旧まで一時使用不能となったご契約について、被災日から平成29年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

